中野区議会議長 いでい 良輔 殿 中野区教育長 田辺 裕子 殿

> 2018年3月27日 新日本スポーツ連盟中野区連盟 理 事 長 小澤哲雄

# 中野区におけるいくつかの運動施設の現状と問題、今後の対応についての要望書

#### はじめに

いつも区民のスポーツ活動並びに健康増進のためのご配慮にお礼申し上げます。

とりわけ、本年2018(平成30年)7月より区立スポーツ施設の利用料を、現行の凡そ半額に減額する方針は多くのスポーツ団体、並びにスポーツ愛好者より歓迎されています。

しかし一方で、区立小中学校統廃合によるグランドや体育館などの運動施設の激減は、これまでそれらの施設を利用してきた多くの区民を落胆させています。

私たち新日本スポーツ連盟中野区連盟は、これまでにも再三にわたって区立スポーツ施設の拡充・増設について区当局へ要望して参りましたが、このたび改めて中野区のいくつかのスポーツ施設の現状を調査し、問題点と改善方向について纏めましたので、中野区並びに区議会、教育委員会に於いてはこれらも参考に善処されますよう要望します。

#### 1、区立小・中学校統廃合による運動施設の激減

中野区は、他の区等と比べて運動施設に恵まれないことから、その補充的措置として区立小・中学校のグランドと体育館を学校施設開放事業として区民に開放してきました。

ところが児童数の減少等を理由に、2008年度(平成20)から第一次、2020年度(平成32)から第二次 区立小中学校統廃合計画を進めています。

この計画が予定通りに進めば、別表1,2のように第一次計画で4小学校、3中学校。第二次計画では5小学校、2中学校が廃校になり合計14(実質12)の学校のグランド、体育館が無くなります。

これ程のおびただしい運動施設の減少は、想像を絶するものであり、施設利用者にとっても、また、学校が無くなる地域住民にとっても大きな問題となっています。

このうち仲町小、中野富士見中はスポーツコミュニティプラザに整備され、沼袋小は同じく整備予定になっていますが、他の学校跡地は民間売却とか市街地再開発事業への転用とかで運動施設の減少だけでなく、災害時の地域の貴重な一時避難場所も喪失する深刻な事態になろうとしています。

区民の貴重な税金を注いで作られた学校施設は、いうまでもなく区民の大切な財産であり、区民の意見を十分に聞く事もなく、 処分したりすることには多くの区民が、不満と不安を抱いています。

# 1)第一次統廃合計画による運動施設の減少

2008年から実施されてきた統廃合計画では仲町、桃丘、東中野、沼袋の各小学校。中野富士見中、第六中、第九中学校が廃校になりました。(別表1)

これらの学校の施設開放事業では運動場でのサッカー、軟式野球、ソフトボール、ソフトテニス、硬式テニス等。また体育館では卓球、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、剣道等が行われてきました。さらに、町内会などの運動会や防災訓練、

避難訓練などにも利用され、それぞれの地域の貴重な公共空間として存在してきました。 しかし、区立小中学校統廃合によって、区民の財産がこのように消失する事はあってはならないことと考えます。(別表 3)

# 2) 第二次統廃合計画による運動施設の減少と、この計画の凍結と見直しを

2020年から始まる第二次統廃合計画では、統合新校が設置されるものの、さらに新山、向台、上高田、鷺宮、西中野の各小学校。第三中、第四中の各中学校が廃校予定になっています。(別表2)

これらの学校では、第一次で廃校になった学校と同様、多くの区民が体育館、グランドを利用していますが、廃校によって利用 出来なくなることは深刻です。

このような大きな問題を生ずる区立小中学校統廃合計画と跡地の売却計画はいったん凍結し、見直しをするよう強く求めます。

### 2、区立小中学校統廃合に伴う廃校になった跡地の再活用方針策定についての提言

#### 1)廃校跡地売却方針の撤回を

区が示している文書では、廃校になったか若しくは廃校になる跡地利用については、現時点では未定としています。しかし、その中でも第一次計画で廃校になった東中野小、桃丘小は民間企業売却、第六中は都へ、第九中も民間へ売却予定とされています。第二次統廃合計画でも、同じように跡地は民間売却とか、都市整備事業への転用などと書かれています。 (別紙2)

繰り返しますが、区の施設は一旦売却をしてしまうと、区民のための施設を今後増やすことが非常に難しくなることは必至です。 他区と比べても中野区の面積そのものが狭く、人口密度は23区内でも1,2を争うほど高い中で、スポーツ施設、公園に至っては最悪の状態です。

既に高齢化も加速している中で、今後の区民の健康維持などを考えると、これら施設の民間への売却は一旦ストップして、今後とも区民が利用できる貴重な財産として再活用を計るべきと考えます。

#### 2) 廃校跡地を活用した新たな運動施設の再整備計画の策定を

以上の事から、廃校になったグランドと体育館などを活用した区民のための施設の整備計画を改めて区民の参加を得て策定 するように求めます。その際

- 災害時の一時避難場所、或いは仮設住宅用地としての活用。
- スポーツ施設として中野区で不足している施設の増設を検討する。
- 区民の、特に高齢者の健康増進目的で、安全にジョギングや散歩が出来るような公園としての整備。
- ◆ 体育館は築年数なども考慮して、新しいものは再利用を行うことで費用も抑える。
- 較舎についても文化、福祉施設としての利用を検討する。
- 立地場所及び校地面積などに鑑みて東、西、南、北に渡って、地域的なバランスを考慮した配置を検討する、 等総合的な検討プランを示して下さい。

また、スポーツ施設としての利用イメージとしては、グランドと体育館を一体とした小規模な総合運動施設として、例えばグランド については200メートルトラックの整備。投擲競技を除く(危険が伴うため)走り幅跳び、走り高跳び、棒高跳び、三段跳びをどのフィールドトラックも整備するように検討して下さい。

サッカー、軟式野球、とりわけテニスコートの整備も不可欠です。

また体育館は卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール等。小体育館では柔道、空手、剣道、薙刀等の武道が出来

## 3、学校開放事業の改善について

区立小中学校統廃合によって学校開放事業とそれを利用してきた区民は少なくない打撃を受けました。

加えて、新たに統合された学校は生徒数の増加、運動クラブの増加などで開放日などに制約が生じています。

学校施設は学校行事が優先されるのは当然です。しかし、スポーツ施設の不足を補う貴重なスペースとして、知恵を出し合って区民が利用しやすい施設開放事業になるよう検討して下さい。

その際には中野区教育委員会がそのイニシアチブを取るべきと考えます。その上で、現存の小中学校の運動施設のより一層の 開放と、取りあえず中野中学校のテニスコート4面についての一般開放を急いで検討して下さい。

## 4、スポーツコミュニティプラザの設置と地域スポーツクラブについての問題点と、改善要望

## 1) 中野区スポーツコミュニティプラザ条例を根本的に見直し、全ての区民に開かれた運動施設とすること

区は平成27年3月に中野区スポーツコミュニティプラザ条例を制定し、中部並びに南部スポーツコミュニティプラザを設置しました。

しかし、この条例は公の一般的な施設設置条例と、「地域スポーツクラブ」という特殊な団体の組織条例をごちゃ混ぜにした条例となっているため区民には分かりづらく、施設も利用しづらくしています。

区が設置する公の施設は、本来区民は誰でも、公平かつ自由に利用出来ることが前提でなければなりません。

ところが、施設の利用対象者について会員登録という前提条件を付けたり、使用料を払うのは当然としても、使用料とは別に登録料や参加料を区が定めて徴収するということは地方自治法の趣旨にも合致しないと思われます。

区民に著しい不公平をもたらす中野区スポーツコミュニティプラザ条例の根本的な見直しを求めます。

その上で、2か所の施設の利用状況等を調査した結果 以下のような問題を提起します。

- ①土・日曜日並びにゴールデンアワー(18時~20時)に、曜日・時間設定のクラブ会員対象の教室・講座が集中していて、そのことによって一般区民団体及び区民個人の利用が制限されています。
- ②中部コミュニティプラザの屋外運動場は、平日の昼間はほとんど利用されていません。
- ③南部スポーツコミュニティプラザには、体育館にテニスコートを可能とするラインが引かれましたが、使用料が高いことと①の要因が重なって利用しづらい。

(元々、旧中野富士見中学校には3面のテニスコートがあり一般解放されていました。学校統廃合でこのコートが無くなったため、その代替えとして、この施設に設置を求めてきましたが実現しませんでした。)

## 2) 今後の方針、改善提案事項

## 条例設置の地域スポーツクラブは任意の自主的団体に再編を

特殊な団体である地域スポーツクラブを公設で設置することはそもそも無理があり、加えてこのクラブの自主性や活動の柔軟性を制約することにつながる恐れがあります。よって、このクラブは任意の自主的団体に組織替えするよう検討して下さい。 その上で、

- 1) 会員登録制度を廃止して会員、一般(非会員)の利用料金差別をなくして下さい。
- 2) 使用料の設定にあたっては、他の区立運動施設と同様の料金体系を設定して下さい。
- 3)地域スポーツクラブが使用する場合は、他の運動施設でも行われている補助若しくは減免制度を適用するようにして下さい。

なお、地域スポーツクラブへの登録料、事業への参加料は任意の団体として再編されれば問題は生じないと考えます。

- 4)シニア料金の設定、及び障害者利用料金は無料化を検討すること。
- 5) 高齢者や初心者向け教室・講座の編成に工夫すること。

区の資料によれば区立のスポーツ施設に望むこと(年代別)として

70代~80代の第一位は、高齢者が参加しやすいスポーツ教室行事の充実

60代の第一位は、初心者向けのスポーツ教室となっています。

以上の事からもこの資料に対応した教室、講座を工夫して下さい。

6) 北部、鷺宮スポーツコミュニティプラザの整備にあたっての要望

上記スポーツコミュニテイプラザの今後の整備にあたっては、これまでの施設利用状況など、十分資料を収集し体育協会のみでなく、私たち新日本スポーツ連盟をはじめ、幅広いスポーツ団体並びに利用者も参加する検討会議を設けるなど、施設の在り方、使用方法などに意見が反映されるよう検討して下さい。

○特に鷺宮体育館をスポーツコミュニテイプラザに転用するにあたっては、現行のスポーツコミュニティ条例がそのまま適用されると、「地域スポーツクラブ」が優先利用になるなど、一般区民の利用に大きな制約が生ずることを恐れています。これまで利用してきた区民、団体の意見を吸みあげ、このようなことが起こらない様に対処してください。

また、運動広場は従前と同様に無料貸出を維持するようにして下さい。

## 5、各多目的運動公園の施設利用上の問題点と改善提案

### 中野区立多目的運動公園について

この数年間に中野区は白鷺せせらぎ公園、本五ふれあい公園、南台いちょう公園を整備しました。これらの公園に特徴的なことは少年野球、少年サッカー、フットサルなど人工芝の多目的運動施設が整備されていることです。

地域住民や子供たちに大変喜ばれています。

運動公園の利用状況と利用方法について調査して見えてきたことは、

第一は、折角整備したにもかかわらず、平日の区民の利用が非常に少ないという印象です。

第二は、管理運営に関して、現在公園分野の担当になっていますが、多目的運動場であるならば所管部署はスポーツ担当が担うのが適切だと考えます。施設のメンテナンス等は現在の公園分野が適切と考えます。

なお、平日の利用率を上げるためにも、多目的運動場を、テニスも出来る施設に改装して下さい。

女性や退職後のテニス愛好家は、ほとんど平日の昼にプレイをしている現状からも、また地理的にも南部・西部地域には 区立のテニスコートはゼロという偏った現状をなくすためにもその実現を強く求めます。

#### 6、今後の公園整備にあたっての要望

1) 平和の森公園整備事業について

貴重な樹木の伐採、利用価値のない300メートルトラックの整備、公園スペースを減少させ、他の利用者に迷惑を 及ぼすバーベキュー広場は直ちに中止すること。

2) 哲学堂公園整備計画について

哲学堂公園を"観光資源化"するという発想からの整備は、根本から改めて下さい。それは井上円了氏がこの公園を開いた思想、哲学に反すると考えられるからです。

その上で、

- ①子ども達にとって貴重な児童遊園の縮小は避けること。この広場の1本の樹木たりとも犠牲にしないこと。
- ②資料館という名のコンクリートビルは、閑静な哲学の森にはふさわしくなく、訪れる人々の哲学的思考を妨げる恐れ

があります。

- ③管理棟は施設的にも旧態依然ですので、建て替えるのであれば、現在地で行うよう検討して下さい。
- ④野球場を縮小しての駐車場整備は再検討して下さい。野球場利用者に少なくない不便を強いることになり、更にここでも多くの樹木が犠牲になる恐れがあります。
- 3) 中野四季の森公園拡張部、及びその他の公園整備にあたっては、運動公園が可能かどうか、検討して下さい。

以上のような課題解決のために、利用者並びに区民、専門家などで構成する区民会議を設置するなどして、検討して下さい。